

◆第1階層	農林水産省発行 令和6年度食料・農業・農村白書 階層はレベル2です。 食料・農業・農村白書は、食料・農業・農村基本法に基づき、政府が毎年、国会に報告するものです。令和6年度の白書は、令和7年5月30日に閣議決定され、国会に提出されました。 この録音は、食料・農業・農村白書を紹介することを通じて、食料・農業・農村の動向や、農政の取組について、皆さんに理解を深めていただくという趣旨で作成したものです。 白書本体はおよそ420ページであり、内容も幅広い分野にわたっています。ここでは、主要な事項を中心にご紹介します。
◆第1階層	【目次】 令和6年度の白書の構成は、特集として、新たな食料・農業・農村基本計画の策定や合理的な価格の形成のための取組、スマート農業技術の活用と今後の展望、と3つの項目を紹介しています。 特集に続いて、トピックスとして、輸出、みどり戦略、女性活躍、農福連携、能登半島地震等への対応の5つを紹介します。そして、第1章から順に、食料の章、農業の章、輸出の章、食料システムの章、環境の章、農村の章、災害の章と7章の構成となっています。 それでは、目次を紹介します。 タイトル 1ページ 目次 2ページ 特集1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定 3ページ 特集2 合理的な価格の形成のための取組を推進 4ページ 特集3 スマート農業技術の活用と今後の展望 5ページ トピックス1 農林水産物・食品の輸出促進 6ページ トピックス2 みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容 7ページ トピックス3 女性活躍の推進 8ページ トピックス4 農福連携の更なる推進 9ページ トピックス5 令和6年能登半島地震等への対応 10ページ 第1章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保 11ページ 第2章 農業の持続的な発展 12ページ 第3章 農林水産物・食品の輸出促進 13ページ 第4章 食料安全保障の確保のための持続的な食料システム 14ページ

◆第1階層 特集1 「新たな食料・農業・農村基本計画の策定」	第5章 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 15ページ 第6章 農村の振興 16ページ 第7章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等 17ページ 以上です。 【特集1】 A：それでは、特集の一つ目である「新たな食料・農業・農村基本計画の策定」から始めます。 食料・農業・農村基本計画については、これから先では、基本計画とします。 世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証や評価、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、2024年に食料・農業・農村基本法が改正されました。 B：新たな基本計画の特徴はどのようなことでしょうか。 A：新たな基本計画は、食料・農業・農村のそれぞれの分野において講ずべき施策を体系的に整理し、テーマごとに基本的な方針を示しています。農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を初動から5年間に設定しました。基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示す重要業績評価指標（KPI）の設定を行うこととし、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証により計画・実行・評価・対策の4つのステップを繰り返すPDCAサイクルによる施策の見直しを実施することとしています。 新たな基本計画の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、計12回にわたり審議が行われました。また、幅広く国民の意見を聴くため、2025年2月に地方意見交換会や意見・要望の募集も実施し、新たな基本計画は、2025年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申されました。
◆第1階層 特集2 「合理的な価格の形成のための取組を推進」	【特集2】 A：続いて、特集2の合理的な価格の形成のための取組を推進について紹介します。 近年、肥料や飼料等の価格が高騰する等、生産や流通に係るコストが上昇しており、こうした農業生産資材や原材料の価格高騰は、農業者や食品企業の経営コストの増加に直結しています。最終商品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させかねません。

B：最終商品の販売価格まで適切に転嫁されないと、農業者や食品企業が経営を続けられなくなってしまいますね。

A：このため、農業者や製造事業者を始めとする売り手がコスト構造を把握し、買い手に説明できるようにすることで、コストの実態について消費者等の理解を得て、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用を考慮した価格形成が行われるよう環境整備を進めていく必要があります。

B：具体的にはどのような取組を進めていますか。

A：2023 年 8 月に食料システムの各段階の関係者を構成員とする「適正な価格形成に関する協議会」を設立し、品目ごとのコスト構造や特徴を検証しながら、実効性のある制度の構築を検討しました。また、食料の持続的な供給を実現するためには、費用を考慮した価格形成を促すだけでなく、食品事業者による付加価値向上の取組を促進していくことが重要です。2023 年 8 月から「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」を開催し、合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立を一体の取組として検討し、食料システム法案として第 217 回通常国会に提出しました。

B：食料システム法案では、具体的にどのような措置が講じられるようになりますか。

A：農林水産業と食品産業との連携強化、流通の合理化、環境負荷の低減、消費者の選択支援等に計画的に取り組む食品等事業者の認定制度を創設し、認定を受けた計画に対して、長期低利融資等の支援措置、税制特例の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化の強化を図るため、売り手と買い手双方に対する努力義務の措置と努力義務についての判断基準(行動規範)の策定を行い、取組が不十分な場合は農林水産大臣による指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知等の措置を講ずることとしています。また、取引において、消費者の値頃感から、通常、費用について認識しにくい品目の指定や費用の指標を作成する団体の認定、卸売市場における指標の公表等の措置も講ずることとしています。

◆第1階層 特集3 「スマート農業技術の活用と今後の展望」	【特集3】 A：続いて、特集の3つ目、スマート農業技術の活用と今後の展望について紹介します。政府は、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案」を第213回通常国会に提出し、同法案は2024年6月14日に成立、同年10月1日に施行されました。 B：スマート農業技術の活用を促進するために、新たな法律では、どのようなことが措置されたのでしょうか。 A：農業の生産性の向上を図るため、「生産方式革新実施計画」と「開発供給実施計画」の2つの計画認定制度を設けており、これらの認定を受けた農業者や事業者は税制特例措置や金融等の支援措置を受けることができます。 B：認定を受けた具体的な事例について教えてください。 A：一つ目は、北海道しかおいちょう鹿追町の事例で生産方式革新実施計画が認定された取組です。加工・業務用キャベツの栽培において、「精密出荷予測システム」を通じて得られた収穫時期・収穫量等のデータを、サービス事業者や食品等事業者と共有することで、作業員の計画的な手配や集出荷における予冷库等の計画的な手配に活用し、コストを削減するとともに、栽培履歴データの分析結果を産地全体の品質・収量の向上に向けた肥培管理に活用し、収益性の向上を図ることとしています。 二つ目は、ドローンの会社による開発供給実施計画の認定を受けた取組です。傾斜地のかんきつ防除における労働時間の削減や、衛星やドローンで取得したセンシング結果に連動して肥料を散布するなどの作業の効率化及び環境負荷低減に係る国産大型ドローンの供給を目指しています。計画認定の支援措置として、農研機構の施設等の供用を受け、2025年1月から農研機構が供用する圃場においてドローンの飛行試験を開始しています。 A：特集の紹介は、以上となります。 B：ありがとうございました。 (少し間を空けて)
--	--

◆第1階層 トピックス1 「農林水産物・食品の輸出促進」	A：特集の次は、特徴的な動きや現場の取組を紹介するトピックスについてお話しします。令和6年度白書のトピックスは5つのテーマを選定していますので、一つずつ紹介していきます。 B：よろしくお願いします。 A：まず、トピックス1の「農林水産物・食品の輸出促進」について紹介します。農林水産物・食品の輸出額は、2024年には初の1.5兆円を超えました。農林水産省では、2030年までに5兆円とする輸出額目標を設定し、より幅広い品目で、これまで以上に多くの生産者・事業者が海外市場を獲得できるよう、海外需要拡大と供給力向上の取組を車の両輪として推進していくこととしています。 B：具体的にはどのような取組を進めていますか。 A：海外での需要や付加価値が高い有機農産物等の生産の拡大等への生産の転換、鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した産地直送型集荷方法の確立など、海外のニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組む大規模輸出産地の育成を目指しています。
◆第1階層 トピックス2 「みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容」	A：続いて、トピックス2「みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容」について紹介します。農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けて、2021年5月にみどり戦略を策定し、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指しています。このため、農林水産省の全補助事業等において、事業を活用した者が最低限行うべき環境負荷低減の取組を行っているか確認する「クロスコンプライアンス」をチェックシート方式で導入することとし、2027年度からの本格実施を目標に、2024年度から試行実施しています。 B：この他にも取り組んでいることはありますか。 A：環境に配慮した農産物を消費者が選択できる環境づくりを通じて、消費につなげていく活動も重要であることから、地域の慣行栽培と比べた温室効果ガスの削減貢献の度合いを星の数で表示する「見える化」の取組を推進しています。米については、生物多様性保全に貢献する取組についても、合わせて表示することが可能となっています。くわ

◆第1階層 トピックス3 「女性活躍の 推進」	えて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等による、みどり戦略に基づいた活動を表彰する「みどり戦略学生チャレンジ(全国版)」を実施しています。第1回大会には、高校の部で221件、大学・専門学校で181件の参加登録があり、各部門の最も優れた取組に対して農林水産大臣賞を授与しました。 A：続いて、トピックス3「女性活躍の推進」について紹介します。女性農業者については、令和元年度白書で特集として取り上げており、今回5年ぶりに、トピックスとして取り上げました。女性の経営参画が農業経営にプラスであること、農業女子プロジェクトの進展について紹介しています。 A：65歳未満で農業に年間150日以上従事している女性農業者数は増加しており、全体の増減に占める割合は低いものの、比較的若い世代の女性の活躍には明るい兆しがみられます。また、女性が農業経営に参画している個人経営体は、参画していない個人経営体に比べ、農産物販売金額が高く、2015年から2020年にかけて農産物販売金額の伸び率が高くなっています。このような中、「農業女子プロジェクト」では、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識改革や経営力発展を促すとともに、職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ることを目指し、多様な活動を展開しています。2024年には1千人を超えるメンバーによる地域・世代を超えた全国ネットワークに成長しました。 B：農業女子プロジェクトでは、近年どのような活動が行われていますか。 A：商品・サービスの開発や未来の農業女子を育む多彩な取組を実施するとともに、輸出実績があるメンバーがメンターとなり、チームで輸出を実践する「GFP×農業女子PJ 輸出伴走支援プログラム」等の新しい取組を推進しています。
◆第1階層 トピックス4 「農福連携の 更なる推進」	A：続いて、トピックス4「農福連携の更なる推進」について紹介します。「農福連携」は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。近年、農業分野での労働力確保が課題となる中で、農福連携の取組が盛んになっています。 B：農福連携の取組はどれくらい拡大しているでしょうか。

◆第1階層 トピックス 5 「令和6年能登半島地震等への対応」	A：2023年度の調査によると、農福連携に取り組む主体数は7,179主体となり、2019年度からの4年間で3,000主体以上増加しています。農福連携に取り組む障害者就労施設の中には、認定農業者として地域農業の担い手となったり、農産物の加工・販売、レストランの運営等を行うところもあります。 B：地域農業の維持や農村の活性化の観点からも重要な取組ですね。 A：2024年に改訂された新たな「農福連携等推進ビジョン」に掲げられた取組を、官民を挙げて実践することにより、我が国の食や地域を支える農業の発展や障害者等の一層の社会参画等が促進されるとともに、多様な分野に取組の幅が広がり、全ての人々がその生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現につながっていくことが期待されます。 A：続いて、トピックス5「令和6年能登半島地震等への対応」について紹介します。令和6年能登半島地震により、石川県を中心に大きな被害が発生し、発災直後から農林水産省・サポート・アドバイsteamを現地に派遣し、被災地方公共団体や関係団体等と連携し、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急復旧等を実施しています。 B：奥能登地域の営農再開はどのような状況でしょうか。 A：奥能登地域での令和6年の営農再開面積は令和5年の水稲作付面積の約8割となりました。また、順次、農地・農業用施設等を始めとした本復旧工事に着手しています。 B：地震からの復旧・復興の途上で、2024年9月の豪雨災害がありましたが、農林水産省では、どのような対応を行っていますか。 A：約400haの農地で土砂・流木等が堆積しました。「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」によって、農林水産関係の支援策と同様の策を講じるとともに、浸水農地の作物残さの処理等への支援を行っています。豪雨で被災した農地約400haのうち約170haが2025年の作付けに間に合うよう、被害が小規模な農地から順次復旧工事を進めているところです。
--	--

	A：トピックスの紹介は、以上となります。 B：ありがとうございました。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第1章】	【第1章】 A：「トピックス」に続いて、第1章では「世界の食料需給と我が国の食料供給の確保」について紹介します。この章では、世界の食料需給の動向や輸入の安定化、不測時における措置などについて紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第2階層 世界の食料 需給の動向	A：まずは、世界の食料需給の動向について紹介します。世界の穀物生産量と消費量は前年度に比べ増加しました。世界の主な穀物等の生産量は、小麦と米、大豆は前年度より増加する見通しとなっています。また、国際的な食料価格の動向としては、小麦・とうもろこし・大豆の国際価格はおおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下しています。
◆第2階層 食料自給率	A：続いて、食料自給率について紹介します。2023年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、前年度と同じ38%。生産額ベースの総合食料自給率は、前年度から3ポイント上昇し61%となりました。 B：同じ自給率でも、横ばい、減少と異なるのは、どのような理由によるものですか。 A：供給熱量ベースの総合食料自給率は、小麦の生産量増加や油脂類の消費量減少がプラス要因となる一方、てんさいの糖度低下による国産原料の製糖量の減少がマイナス要因となり、前年度並みの38%となりました。また、生産額ベースの総合食料自給率は、輸入された食料の量は前年度と同程度でしたが、国際的な穀物価格や農業生産資材価格の水準が前年度と比較して落ち着いたことを踏まえ、輸入総額の減少により、前年度に比べて3ポイント上昇し、61%となりました。 B：食料自給率の向上に向けて、どのような取組が重要でしょうか。

◆第2階層 食料の供給 状況	A：輸入依存度の高い麦や大豆等の国内の農業生産の増大を図ることが重要です。 B：国内の生産動向はどのような状況でしょうか。 A：2024 年産の主食用米の生産量は、北日本・東日本を中心に飼料用米からの転換により作付面積が増加したこと、全国的におおむね天候に恵まれたこと等から、前年産に比べ 2.8%増加し 679 万 2 千 t となりました。2024 年産の小麦の作付面積は、前年産並みの 23 万 2 千 ha となりました。また、収穫量は、主に九州において、2月 から 4月まで多雨傾向で推移したことから湿害や病害の発生が見られたことに加え、4 月以降の日照不足や高温により、登熟^{とうじゅく} が不良であったことから、前年産に比べ 5.9%減少し 102 万 9 千 t となりました。2024 年産の大豆の作付面積は前年産並みの 15 万 4 千 ha となりました。また、収穫量については統計調査の結果の公表時期の関係で、2023 年産までの数値を掲載しているところですが、2023 年産の大豆の収穫量は生育期間中において北海道や九州でおおむね天候に恵まれ、着^{ちやく} さや^{すう} 数が多かったことから、前年産に比べ 7.4%増加し 26 万 1 千 t となりました。
◆第2階層 農業生産資 材供給の状 況	B：食料の生産には、肥料などの農業生産資材も重要となりますね。 A：主要な肥料の原料となる資源は、世界に偏在しており、りん酸アンモニウムの主な原料であるりん鉱石はモロッコ、中国、エジプト等が、塩化加里の主な原料である加里鉱石はカナダ、ベラルーシ等が世界の経済可採埋蔵量の大半を占めています。このような中、我が国は主要な肥料原料である尿素、りん酸アンモニウム及び塩化加里のほとんどを輸入に依存していることから、世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の国際情勢の変化により、供給途絶リスクが顕在化しています。このため、2022 年 5月に成立した経済安全保障推進法に基づく特定重要物資として肥料を指定し、特に供給途絶リスクの高い肥料原料であるりん酸アンモニウムと塩化加里を対象に、2027 年度までに年間需要量の 3 か月分の備蓄体制を構築することを目標に、肥料関係事業者における原料保管に係る取組を支援しています。2024 年 11月末時点で、りん酸アンモニウムは 2.4 か月分、塩化加里は 3 か月分の備蓄体制を構築しました。
◆第2階層 輸入の安定 化、不測時 における措 置	B：国内生産で国内需要を満たすことができない一部の食料や農業生産資材について、どのようなことに取り組んでいますか。 A：農林水産省では、輸入相手国における調達網の強靱化を図るため、我が国事業者

	が行う投資案件の形成を支援するとともに、輸入相手国の多様化の観点も含め、輸入相手国との政府間対話の活用、食料や農業生産資材の安定輸入のための海外からの情報収集、国内における官民での情報共有等を推進することとしています。また、国内の米の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、米を 100 万 t 程度備蓄しています。あわせて、海外における不測の事態の発生による供給途絶等に備えるため、食糧用小麦については国全体として外国産食糧用小麦の需要量の 2.3 か月分を、飼料穀物についてはとうもろこし等約 100 万 t を民間で備蓄しています。 B : 不測時に備えた対応がますます重要になっていますね。 A : 食料の供給不足による国民生活や国民経済に支障が生じる事態を未然に防止し、早期に解消するためには、供給不足が生じ得る兆候を捉えた早期の段階から、関係する省庁が一体となって必要な対策を講じていくこと等を旨とした食料供給困難事態対策法が 2024 年 6 月に公布されました。不測時に備えて平時から行うべき取組等を基本方針として定めることとしています。 第 1 章の紹介は以上となります。 B : ありがとうございました。
◆第 1 階層 【第 2 章】	【第 2 章】 A : 第 2 章では「農業の持続的な発展」について紹介します。この章では、農業生産の動向や、担い手・農地の確保、農業生産基盤整備などについて紹介します。 B : よろしくお願いします。
◆第 2 階層 農業生産の動向	A : まず、農業生産の動向について紹介します。2023 年の農業総産出額は、前年に比べ 5.5% 増加し 9.5 兆円となりました。 B : 農業生産額の増加はどのような理由によるものですか。 A : 米や野菜、豚や鶏の価格が上昇したことから前年に比べ増加しました。 B : 都道府県別の農業総産出額は怎么样了？

◆第2階層 米の品薄状況等について	A：都道府県別では、1位は北海道で1兆3千5百億円、2位は鹿児島県で5千4百億円、3位は茨城県で4千6百億円でした。 B：米については、2024年は夏に^{しなうす}品薄の状況が発生しました。また、2025年に入っても小売店での価格が上昇していますが、どのような状況だったのでしょうか。 A：主食用米の需給は、2023年産米の需要が堅調に推移していました。2024年8月に南海トラフ地震臨時情報が発表され、また同時期に、地震や台風等もあり、スーパーでの米の購買量が前年の約1.5倍まで増加したことから、小売店等において、米の品薄状況が発生しました。 B：品薄状況に対し、農林水産省ではどのような対応をしたのでしょうか。 A：米の集荷業者・卸売業者の方々に対して、米の円滑な流通の確保に向けた対応の要請を行うとともに、新米の集荷量や販売量の情報を発信しました。 B：小売店での価格の上昇はどのようなことが背景にあったのでしょうか。 A：米の流通については、2024年産米の収穫量は、2023年産より18万トン増加しましたが、大手の集荷業者の集荷量は、2023年と比べて21万トン減少しました。このため、大手の集荷業者と取引をしていた卸売業者や中食・外食・小売事業者は、必要な量を調達するため、例年とは異なるルートで、比較的高値で仕入れざるを得なくなるという状況となり、スーパー等の小売店での価格上昇につながりました。 B：こうした状況に対して、どのような対応を行ったのでしょうか。 A：米の流通の滞りを解消するため、2025年1月に、一定期間後に買い戻すことを条件に政府備蓄米の売渡しを行うことができる仕組みを設けました。同年2月には、集荷業者の集荷の減少分に相当する21万トンの政府備蓄米の売渡しを決定し、翌3月に2回の入札を行いました。このうち、14万トン分については、3月中旬に引渡しが始まり、3月下旬に店頭に並び始めました。 ◆第2階層 B：さて、農業の生産基盤である、農地についてはどのような状況ですか。
------------------------------	---

農地の確保	A : 2024 年の農地面積は、前年に比べ 2 万 5 千 ha 減少し 427 万 ha となりました。農林水産省では、生産基盤である農地が最大限利用されるように、農地中間管理機構が、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、まとまった形で担い手に再配分し、農地を集積・集約化する取組を推進しています。 B : 農地を集積・集約化すると、どのような効果が期待されますか？ A : 農地を集積・集約化を進めることによって、作業がしやすくなり、生産コストや手間を減らすなどの効果が期待できます。 B : 農地を集積・集約化に向けて、地域ではどのような取組が行われていますか。 A : 2023 年 4 月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では、基本構想を策定している市町村において、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地の利用を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を 2025 年 3 月末までに策定することとしました。 B : 地域計画は、将来の農業を考えていく上で重要なものになりますね。 A : 地域計画は、地域農業の将来設計図となるものであり、一度策定して終わりではなく、市町村を始めとする関係機関や地域の農業者の話し合いによる見直しを毎年行い、協議を進めていくことが重要です。
◆第 2 階層 担い手の育成・確保	B : 農業の担い手の育成や確保を図っていくことも重要ですね。 A : 農業経営体数は減少傾向で推移しており、2024 年は前年に比べ 5.0%減少し 88 万 3 千経営体となりました。また、ふだん、仕事として主に自営農業に従事している農業者である「基幹的農業従事者」の数も減少傾向で推移しており、2024 年は 111 万 4 千人となりました。 B : 農業従事者の年齢構成はどのような状況ですか？ A : 基幹的農業従事者は、65 歳以上が全体の 71.7%を占めています。また、平均年齢

◆第 2 階層 農業経営の 安定と創意 工夫を生かし た農業経営 の展開	は 69.2 歳となっています。 農林水産省では、世代間のバランスの取れた農業構造の実現に向け、計画的な経営継承や若年層の新規就農を促進しています。 B：若い世代の新規就農はどのような状況でしょうか。 A：将来の担い手として期待される 49 歳以下の新規就農者数は、2023 年は 1 万 6 千人と、2015 年の 2 万 3 千人をピークに減少傾向で推移しています。このうち、新規雇用就農者の割合は、新規自営農業就農者を上回っており、新規就農者の受け皿としても法人経営体の役割が大きくなっています。 B：効率的で安定的な農業経営を行っていく上でのサポートとして、どのような対策を講じていますか。 A：収入保険や経営所得安定対策といったセーフティーネット対策に加え、自然災害等による損失を補填する農業共済制度、さらに生産資材価格の高騰対策、金融支援などを講じています。 B：経営発展に向けて、どのような取組を行っていますか。 A：経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムの策定や、農業者の経営管理能力の向上に向けた取組を行っています。このほか、必要な労働力を確保するために、労働環境の整備等への支援を行っています。
◆第 2 階層 農業生産基 盤整備	B：農業生産基盤の整備については、どのような取組が進められていますか。 A：農業の成長産業化や大規模災害時にも機能不全に陥ることがないように、農林水産省では、ダムや用水路などの農業水利施設の戦略的な保全管理や防災・減災対策、水田の大区画化、畑地化・汎用化などの農業生産基盤整備を実施しています。 B：これまでに建設した施設の保全管理はどのように行われていますか？ A：2023 年 3 月末時点で、ダム、取水堰等の基幹的な施設は約 7,800 か所、基幹的な水路は約 5 万 2 千 Km ですが、このうち約半数は標準耐用年数を超過していま

◆第2階層 付加価値向上に向けた取組	す。このため、農林水産省では、施設のライフサイクルコスト低減の観点から、補修や補強などを計画的かつ効率的に行う、ストックマネジメントを実施しています。また、農業用水を活用した小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、ポンプ場等の省エネルギー化、農業用ダムや水田などの持つ洪水調整機能の発揮などにも取り組んでいます。 B：農業の生産性向上の取組に加えて、農産物の付加価値向上に向けた取組も重要になりますね。 A：今後、海外市場も視野に入れた農業への転換を目指していく中で、我が国における農業の強みの源泉となっている知的財産を適切に保護・活用することが重要になっています。農林水産・食品分野における知的財産の一つに、地理的表示、^{ジーアイ}GIがあります。地理的表示保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価などの特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。 地理的表示保護制度は、国による登録により、その製品の名称使用の独占が可能となり、模倣品が排除されるほか、製品の持つ品質、製法、評判などの潜在的な魅力や強みを「見える化」し、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得などを容易にするツールとして機能しています。 B：いくつかの産品が登録されているのでしょうか？ A：2024年度は新たに16産品が登録され、これまで全国計161産品が登録されました。また、知的財産の保護・活用については、地理的表示保護制度のほかにも、海外への品種登録や海外におけるライセンス収入を品種開発投資に還元するための取組、技術・ノウハウなどの営業秘密を保護する枠組みを活用できるよう、その管理方法等を整理したガイドラインの導入・活用の促進などに取り組んでいます。 第2章の解説は以上となります。 B：ありがとうございました。 (少し間を空けて)
-------------------------------	--

◆第1階層 【第3章】	【第3章】 A：続いて第3章では「農林水産物・食品の輸出促進」について紹介します。この章では、農産物輸出の概況や、インバウンドによる食関連消費の拡大を図ることによる「海外からの稼ぐ力」の強化について紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第2階層 農産物輸出の概況	A：2024年の農林水産物・食品の輸出額は、前年に比べ3.6%増加し、初の1.5兆円超えとなる1兆5071億円となりました。 B：輸出額が増加したのはどのような理由でしょうか。 A：日本食レストランの増加やインバウンドによる日本食人気の高まり等を背景とした、外食需要が好調だったほか、事業者の販路拡大の取組等の進展が背景として挙げられます。
◆第2階層 インバウンドによる食関連消費の拡大	B：事業者の販路拡大に向けて、どのような取組をしているのでしょうか。 A：日本貿易振興機構、JETRO^{ジェットロ}では、輸出関連制度やマーケット情報の提供、相談対応に加え、海外見本市への出展支援、サンプル展示ショールームの設置等によるビジネスマッチング支援等により、輸出に取り組む国内事業者への支援をしています。農林水産省では、海外における日本食・食文化発信の担い手を育成するとともに、日本食・食文化の魅力を外国人目線に立って紹介した映像・記事の制作・発信等を行っています。 第3章の解説は以上となります。 B：ありがとうございました。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第4章】	【第4章】 A：続いて第4章では「食料安全保障の確保のための持続的な食料システム」について紹

	介します。この章では、食品産業や食品アクセス、食品の安全確保、食料消費について紹介します。 B：よろしくお願いします。 持続的な食料供給のために、食品産業は重要な役割を担っていますね。 A：食品産業は、農業と消費者との間に位置し、食料の安定供給を担うとともに、消費者ニーズを生産者に伝達するなど、重要な役割を担っています。 2023 年の食品産業の国内生産額は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ外食支出が回復しつつあることなどから、前年に比べ 8.7%増加し、105 兆 8 千億円となりました。 B：食品産業の国内生産額は増加したのですね。食品産業ではどのような取組が進められていますか？ A：持続的な食料システムの確立に向けて、地域を先導する食品企業や農林漁業者等が参画するプラットフォームを構築し、地域の多様な関係者の連携を強化し、新たなビジネスの創出等を促す取組や、原材料の調達安定化に向けた取組に対する支援措置により国産切替を推進しています。 また、食品流通の合理化の取組も進められています。トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されることに伴う、いわゆる「物流の 2024 年問題」に対応するため、農林水産省では、トラックドライバーの拘束時間縮減のため、パレットを用いた輸送への切替えなど荷積みの効率化を進めているほか、ICT やロボット技術を活用した業務の省力化・自動化等を推進しています。
◆第 2 階層 食品アクセスの確保	B：物流の課題の一つに、食品アクセスの問題もありますね。 A：全ての国民が健康的な生活を送るために必要な食品を入手できない、いわゆる「食品アクセス」の問題への対応が重要な課題となっています。経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加しているほか、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人、いわゆる「買物困難者」が増加しており、食品アクセスの確保に向けた対応も重要となっています。 B：円滑な食品アクセスの確保に向けて、どのような取組が行われていますか。

◆第2階層 食品の安全 確保と消費 者の信頼の 確保	A：フードバンクやこども食堂等による食料提供の取組を推進しているほか、移動販売車や無人型店舗の設置等の地域に応じたラストワンマイル物流の強化に向けた取組を支援しています。 B：食品の安全確保や消費者の信頼確保のための取組についても重要ですね。 A：近年、人の健康や動植物の生育への影響が指摘されている「PFAS^{ビーファス}」について、農地・土壌等の環境からの農作物等への移行に関する研究を更に進めるとともに、国産農畜水産物の含有実態調査を開始し、科学的知見の集積に取り組んでいます。また、2024年3月に健康被害が報告された紅麹関連製品への対応を踏まえ、制度の見直しを行い、機能性表示食品の健康被害情報の都道府県等や消費者庁長官への報告が義務化されました。 加えて、食品関連事業者に対して、不適正表示が起こる主な原因などをチラシで周知し、食品表示ミスの防止に取り組んでいます。 B：消費者が「食」や「農」を知り、触れる機会の拡大を図っていくことも重要ですね。 A：食事や食料の「食」と、教育の「育」を合わせた「食育」という言葉がありますが、農林水産省では、第4次食育推進基本計画に基づき、「ワクワク EXPO with 第19回食育推進全国大会」を開催、また「全国食育推進ネットワーク」の運営などの取組を展開しています。 B：食育のほかにもどのような取組が行われているのでしょうか。 A：地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取組を進め、国産農林水産物の積極的な選択といった行動変容につなげるために、特に1990年代後半から2000年代生まれの「Z世代」を重点ターゲットとして、民間部門とともに食と農の魅力を発信する「ニッポンフードシフト」などにも取り組んでいます。 第4章の紹介は以上となります。 B：ありがとうございました。
---	--

◆第1階層 【第5章】	【第5章】 A：第5章では「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」について紹介します。この章では、環境負荷低減に向けた取組や、気候変動への対応、持続可能な食品産業への転換に向けた取組や消費者の理解醸成を図る取組などについて紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第2階層 みどりの食料システム戦略	A：2015年にSDGs（エス・ディー・ジー・ズ）、持続可能な開発目標が国連で採択されたことなど、環境を重視する動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつあり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応する必要があります。 B：これまでどのように対応してきましたか。 A：農林水産省は、2021年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、さらに、2022年7月には「みどりの食料システム法」が施行されました。みどりの食料システム戦略は、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針です。2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂（シー・オー・ツー）ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量の50%低減、耕地面積に占める有機農業の取組の割合を25%に拡大といった14の数値目標を掲げています。 また、みどりの食料システム法では、環境負荷低減に取り組む生産者の活動や環境負荷低減活動を支える事業者の取組を認定し、税制特例措置や融資の特例等の支援措置を講じています。
◆第2階層 有機農業	B：環境に配慮した生産である有機農業についてはいかがでしょうか。 A：世界の有機農業の取組面積は、過去15年間で約3倍に拡大しています。日本でも、2022年度の有機農業の取組面積は前年度に比べて、3,700ha増加と大きく拡大して3万3百haとなっています。農林水産省では、有機農業の拡大に向けた現場での取組を支援しています。 また、市町村が主体となり、生産から消費まで一貫した取組により有機農業拡大に取

◆第2階層 気候変動対策	り組むモデル産地である「オーガニックビレッジ」については、2025 年 3 月末時点で、131 市町村において取組が開始されています。 B：環境に配慮した生産体系に取り組む地域が増えているのですね。それでは、気候変動対策についてはどのような取組が行われているのでしょうか。 A：農林水産分野での気候変動に対する緩和策・適応策を推進しています。 緩和策については、農業由来の温室効果ガス排出削減に向け、施設園芸や農業機械の省エネルギー化や、農地土壌から排出されるメタン等削減のため、水稻栽培における中干し期間の延長などの栽培技術体系への転換を支援しています。畜産分野では、家畜排せつ物の管理や家畜の消化管内発酵に由来するメタン等の排出削減技術の開発・普及を進めています。 適応策については、高温耐性品種の導入など、気候変動の影響に適応するための品種・技術の開発・普及を推進しています。 B：地球温暖化の防止の観点からも、地域の資源を活かした取組は重要になりますね。 A：循環型社会の形成や農山漁村の活性化という視点から、地域に存在するバイオマスを製品やエネルギーとして利用し、より経済的な価値を生み出す高度利用を推進しています。また、温室効果ガス排出削減のため、再生可能エネルギーの利活用を進めることが重要です。
◆第2階層 持続可能な食品産業への転換	B：生産サイドの取組に加え、流通や小売、外食など、フードチェーンをつなぐ食品産業の取組も重要ですね。 A：食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減するなど、環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められています。こうした活動への理解を求め、環境や持続可能性に配慮した消費行動への変化を促していくことも大事です。 B：消費者の意識についてはいかがでしょうか。 A：農産物の購入時に、環境に配慮した方法で栽培された農産物の価格許容度については、「割高でも環境に配慮した農産物を選ぶ」としている人が約 6 割となりました。ま

	た、サステナビリティ、フェアトレード、エシカル消費といった言葉の認知度については、2024 年度は、2019 年度と比較して約 2～4 倍に高まっています。 第 5 章については、以上となります。 B : ありがとうございました。
◆第 1 階層 【第 6 章】	【第 6 章】 A : 第 6 章では「農村の振興」について紹介します。この章では、農村人口の動向や、移住促進、農福連携、鳥獣被害対策などについて紹介します。 B : よろしくお願いします。
◆第 2 階層 農村の動向	A : まず、農村人口の動向について紹介します。 都市では総人口が僅かではあるものの増加している一方で、農村では減少が続いています。また総人口のうちの 65 歳以上の割合は、農村では 35%であり、都市の 25%よりも高くなっています。 B : 農村では、高齢化と人口減少が並行して進んでいるのですね。農村に人が住み続けるための条件を整備していくことも重要ですね。 A : 農村では、高齢化や人口減少により、農地の保全や買い物・子育て等の集落の維持に必要な不可欠な機能が弱体化する地域の増加が懸念されています。 集落の総戸数が 9 戸以下になると、農地の保全などを含む、集落活動の実施率が低下すると言われていますが、総戸数が 9 戸以下の農業集落の割合は、2010 年から 2020 年にかけて、1.2 ポイント上昇し、7.8%となるなど、集落の小規模化が進行しています。
◆第 2 階層 農村の総合的な振興	B : 集落機能の低下に対し、どのような対策が考えられますか？ A : 一つには、集落同士の広域的な連携が挙げられます。こうした取組は全国的に拡大しています。また、複数の集落機能を補完し、農業を核とした経済活動と併せて、生活支援などの地域コミュニティの維持を図るための組織である、「農村型地域運営組織」の形成も重要です。

◆第2階層 共同活動の 推進	農林水産省では、「農村^{アールエムオー} RMO」とも呼ぶ、この農村型地域運営組織を 2026 年度までに 100 地区で形成する目標に向けて、計画の作成や実証事業等への支援のほか、地方公共団体や農協、NPO 法人等から構成される都道府県単位の支援チームや全国プラットフォームの構築を支援し、農村 RMO の形成を後押ししています。 B：地域コミュニティを維持しながら、地域で行う共同活動は、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するためにも重要な役割になりますね。 A：「多面的機能」は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎをもたらす機能などがあり、農村で農業生産活動が行われることにより生まれる様々な機能のことです。 国民の大切な財産である多面的機能が適切に発揮されるよう、地域の共同活動や農業生産活動の継続とともに、国民の理解の促進を図っていくことが重要です。 B：多面的機能の維持・発揮を図るための施策にはどのようなものがありますか？ A：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、「日本型直接支払制度」が実施されています。この制度は、「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」、「環境保全型農業直接支払制度」の三つから構成されています。
◆第2階層 中山間地域 等の振興	B：中山間^{ちゅうさんかん}地域^{ち い き}の農業は、どのような状況となっていますか。 A：中山間地域は中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指し、農業経営体数、農地面積、農業産出額では、いずれも全国の約 4 割を占めています。 B：中山間地域は我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮のうえでも重要な役割を担っていますね。 A：一方で、中山間地域には傾斜地が多く存在し、規模拡大などによる生産性の向上が平地に比べて難しく、さらに鳥獣被害の発生、高齢化・人口減少、担い手不足など、厳しい状況に置かれています。 こうしたことから、農林水産省では、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための中山間地域等直接支払制度による支援などを実施していま

◆第2階層 鳥獣被害対策	す。 B：鳥獣被害対策も重要ですね。 A：野生の鳥や獣による農作物被害は、耕作放棄や農業をやめる要因になるなど、農山村に深刻な影響を及ぼしています。 野生鳥獣による農作物被害額は 2010 年度には 239 億円に達していましたが、以後減少傾向で推移し、2022 年度は 156 億円となりました。 B：農作物被害額は減少傾向で推移しているのですね。どのような理由によるものですか？ A：捕獲などの対策の効果が現れてきた、イノシシによる被害の減少などが寄与しています。ただし、被害は一時に比べ減少したものの、継続して発生している状況にあります。その背景としては、野生鳥獣の生息域の拡大や、過疎化・高齢化による荒廃農地の増加などが影響していると考えられます。 鳥獣被害の対策には、捕獲による個体数管理、柵の設置などの侵入防止対策、藪の刈払いなどによる生息環境管理を地域ぐるみで実施することが重要です。 B：野生鳥獣を地域資源として利用していくことも重要ですね。 A：食材となる野生鳥獣肉のことを、フランス語でジビエといいます。害獣とされてきた野生動物を地域資源に変えるジビエ利活用の取組が拡大しており、2022 年度のジビエ利用量は、前年度に比べ 2%減少し、2,085t となりました。
◆第2階層 地域資源を活用した事業活動、農泊の推進	B：農村では、所得の向上と雇用の機会の確保が重要となっていますね。 A：農山漁村を次の世代に継承していくためには、所得の向上と雇用機会の確保を図ることが重要です。 農林水産省では、農業以外の所得と合わせて一定の所得を確保できるよう、従来の生産、加工、販売といった 6 次産業化の取組を発展させ、地域資源を活用し、他分野と組み合わせる新事業や付加価値を生み出す「地域資源活用価値創出」の取組や、地域の課題に対してビジネスの手法を確立するための支援などを行っています。

◆第2階層 農村関係人口の創出、移住促進	B：さまざまな資源と分野、主体で新たな事業を創り出していこうとしているんですね。 A：このほかにも、農村型滞在旅行である「農泊^{のうはく}」も推進しています。農泊地域の延べ宿泊者数は、2019年度には589万人泊でしたが、2023年度には794万人泊となっています。 B：農村を支える活力の創出についても重要ですね。 A：持続可能な農村を形成していくためには、地域づくりを担う人材の養成に加えて、都市住民も含めて人材の裾野を拡大するなど、「農村関係人口」の創出・拡大や関係を深めていく必要があります。 関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、その地域や地域の人々と継続的に多様に関わる人のことをいいます。 農林水産省では、農村への関心や関与の強弱、その対象となる人に応じて、「農村に触れる機会」や「農村での仕事に関わる機会」、「生活の拠点を移す機会」などを創出する取組を進めています。 B：農村と関わりを持っている人はどれくらいいるのでしょうか。 A：内閣府が2023年に実施した世論調査によると、農村との関わりについて、農村地域の特産品を購入している、または、ふるさと納税で農村地域を応援しているといった形で、約6割が農村と何らかの関わりを持っているとされています。また、地方暮らしやユアアイジュー^{ユーアイジュー}UIターンを希望する人のための移住相談件数は、近年増加傾向で推移しています。 B：地方移住への関心が高いんですね。 A：こうした地方移住や交流への関心を有する人々から、将来の農村の活動を支える主体となり得る人材の確保を図るため、農林水産省のほか、関係府省では、様々な地方移住促進施策を実施しています。 ◆第2階層 都市農業 B：都市部の人々が農業に触れるという機会も重要ですね。ところで、都市農業についてはどのような状況でしょうか。
---------------------------------	---

◆第 1 階層 【第 7 章】 ◆第 2 階層 東日本大震災からの復旧・復興	A : 都市農業は、都市という消費地に近接する特徴から、新鮮な農産物の供給や農業体験、災害時の避難場所の提供など重要な役割を担っています。 都市農業が主に行われている市街化区域内的の農地面積は一貫して減少していますが、良好な都市環境の形成に効用があり計画的保全が図られている生産緑地地区の農地面積はほぼ横ばいで推移しており、2023 年時点で 1.2 万 ha となっています。 A : 第 6 章の解説は以上となります。 B : ありがとうございました。 【第 7 章】 A : 続いて、第 7 章では、「災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等」について紹介します。 B : よろしくをお願いします。 A : まず、東日本大震災からの復旧・復興について紹介します。2011 年に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県の 3 県を中心とした東日本の広い地域に、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を含む甚大な被害が生じました。政府は、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間で「第 2 期復興・創成期間」と位置付け、被災地の復興に向けて取り組んでいます。 B : 東日本大震災による被害額はどの程度ですか？ A : 東日本大震災による農業関係の被害額は 9,644 億円、農林水産関係の合計では 2 兆 4,436 億円です。 B : 復旧はどの程度進んでいますか？ A : これまでの復旧に向けた取組の結果、地震・津波災害からの復旧対象農地 1 万 9,640ha のうち、2025 年 3 月末時点で 96%に当たる 1 万 8,920ha の農地で営農再開が可能となりました。 B : 原子力災害からの復旧・復興はどのような状況ですか？
--	--

◆第2階層 大規模自然 災害からの復 旧・復興	A：原子力被災 12 市町村における営農再開農地面積は、2023 年度末時点で前年度に比べ 584ha 増加し 8,599ha となっています。 しかし、帰還困難区域がある市町村の営農再開には遅れが見られます。2023 年の福島県全体の農業産出額は震災前の約 9 割まで回復している一方、原子力被災 12 市町村の農業産出額は被災前の約 5 割の回復にとどまっています。 B：風評の払拭に向け、どのような取組が進められていますか？ A：風評に関する消費者意識の実態調査において、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合については、2025 年は 6.2%となりました。福島県の農林水産業の復興に向けて、福島ならではのブランドの確立と産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進など、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を実施しています。 B：2024 年発生の大規模自然災害について、その復旧・復興はどのような状況ですか。 A：近年は地震や大雨など、毎年のように日本各地で大規模な自然災害が発生しており、農作物や農地・農業用施設などに甚大な被害が発生しています。 2024 年においては、「令和 6 年能登半島地震」、「令和 6 年 7 月 25 日からの大雨」等により、広範囲で被害が発生し、その他の災害も含め、農林水産関係の被害額は 2025 年 3 月末時点で 5,811 億円となりました。 B：被災した農業者に対して、どのような支援が行われたのでしょうか？ A：激甚^{げきじん}災害^{さいがい}指定により、農地・農業用施設などの災害復旧事業について地方公共団体や被災農業者などの負担の軽減が図られました。
◆第2階層 防災・減災、 国土強靱 化、 大規模自然 災害への備え	B：防災・減災、国土強靱化はどのような取組が行われていますか。 A：農業・農村分野では、2020 年に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づいた取組を推進しています。 農業者自身が行う自然災害への備えとしては、農業保険等への加入がありますが、農

林水産省は災害時の事業継続計画である、農業版 BCP の普及推進などを行っています。

また、家庭においては、食料や飲料水等の備蓄が重要です。2024 年 6 月の調査では、約 6 割の家庭が、「何かしらの食品の備蓄を行っている」と回答しており、農林水産省では、企業や地方公共団体等と連携しながら、食品の家庭備蓄の定着等に向けた普及啓発を行っています。

A：第 7 章の解説は以上となります。

B：ありがとうございました。

以上で、「令和 6 年度食料・農業・農村白書」の紹介を終わります。

白書に関するご質問については、農林水産省大臣官房広報評価課情報分析室、電話 03－3501－3883 までお問い合わせください。